

和歌山信愛大学 学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山信愛大学学則第52条に規定する学生の表彰について必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する学生または学生団体とする。

(1) 卒業時において、学業成績が特に優れ、かつ人物が優秀と認められる者

(2) 学業、研究、課外活動、社会活動等において特に顕著な成果をあげた者

2 前項各号の表彰は、該当者がいない場合は行わない。

(表彰の名称)

第3条 表彰の名称は、学長賞とする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰対象者の決定)

第5条 学部長、学科長、委員長、センター長は、第2条に該当する者を表彰対象者として運営会議に推薦することができる。

2 学長は、運営会議の協議結果に基づき、教授会の議を経て表彰対象者を決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として年1回、年度末に行う。

2 第2条第1項第2号に該当する者に対する表彰は、都度行うことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 この規程は平成31年4月1日より施行する。